

主な自治体の助成金制度について

※上記助成については、主に各自治体ホームページより一部を抜粋して掲載しています。助成内容詳細(着工・完成の期限等含)は、直接担当部署、もしくは弊社までお問い合わせください。

※原則として平成25年度の情報となります。

| 都道府県 | 担当部門及び助成名称など | 助成対象 | 助成金額 | 対象となる経費 |
|-------------|--|---|--|---|
| 東京都 | 東京都教育庁地域教育支援部 義務教育化 校庭芝生化推進担当 緑の学び舎づくり実証実験事業補助金 | 都内全公立小中学校 ・芝生化する面積が 250平方メートル以上 の事業(一定の要件の場合100㎡以上) ・芝生の拡張に対する同一学校の2回目の事業も補助対象 | ・補助金は対象経費の1/2 (ただし地域協働で芝生を管理する場合は補助対象経費の全額補助) ・専門的維持管理作業に要する経費の1/2を3年間補助 | 詳しくは直接お問い合わせください。 |
| | 東京都福祉保健局少子社会対策部 屋外遊技場芝生化モデル事業 | 都内認可保育所 ・芝生化する面積が 100平方メートル以上 ・芝生予定地の、年間における1日当たりの日照時間平均が6時間以上 (日照調査は東京都が無料で実施) | ・芝生化の施工費単価 約2万円/㎡ を上限に補助 ・専門的維持管理作業について業務委託を行った場合、経費の1/2を3年間補助 | ・工事費 ・工事諸経費(調査設計費など) ・備品購入費 ・専門維持管理作業業務委託費 |
| | 東京都生活文化局私学部 私学振興課企画振興係 私立学校運動場芝生化実証実験事業費補助金 | 都内私立学校、私立幼稚園 ・芝生化する面積が 100平方メートル以上 ・芝生予定地の、年間における1日当たりの日照時間平均が6時間以上 (日照調査は東京都が無料で実施) | ・芝生化の施工費単価 約2万円/㎡ を上限に補助 ・専門的維持管理作業について業務委託を行った場合、経費の1/2を3年間補助 | ・工事費 ・工事諸経費(調査設計費など) ・備品購入費 ・専門維持管理作業業務委託費 |
| 埼玉県 | 環境部みどり再生課 みどりの園庭・校庭促進事業 埼玉県内の私立の幼稚園もしくは保育所(認可保育所) | 埼玉県内の私立の幼稚園もしくは保育所(認可保育所)における運動場(園庭)の芝生化で、次の要件をすべて満たすものとします。 ・新たに芝生化する面積が 100平方メートル以上 であること ・補助が決定した後に着工し、平成26年2月末までに工事が完了すること ・植樹を実施すること(芝生化と合わせて植樹を行うことが必須となります) | (1)補助率は対象経費の2/3とします。 (2)補助額は1件あたり150万円とします。 ただし、限度額の範囲内で、植樹費用は5万円、維持管理の機械器具等購入費は10万円、その他の費用は2万円をそれぞれ上限とします。 | 詳しくは直接お問い合わせください。 |
| | 環境部みどり再生課 みどりの園庭・校庭促進事業 埼玉県内の公立の幼稚園、保育所 | 埼玉県内の公立の幼稚園もしくは保育所における運動場(園庭)の芝生化で、次の要件をすべて満たすものとします。 ・新たに芝生化する面積が 100平方メートル以上 であること ・補助が決定した後に着工し、平成26年2月末までに工事が完了すること ・植樹を実施すること(芝生化と合わせて植樹を行うことが必須となります) | (1)補助率は対象経費の1/2とします。 (2)補助率は1件あたり100万円とします。 ただし、限度額の範囲内で、植樹費用は5万円、維持管理の機械器具等購入費は10万円、その他の費用は2万円をそれぞれ上限とします。 | 詳しくは直接お問い合わせください。 |
| | 環境部みどり再生課 みどりの園庭・校庭促進事業 埼玉県内の小学校・中学校・高校等が行う園庭の芝生化 | 埼玉県内の小学校・中学校・高等学校において、芝生化と植樹を組み合わせる以下のような事業とします。 ・校庭に面積 500平方メートル以上 の芝生化を新たに行うもの(なるべく1,000平方メートル以上を目指してください) ・補助が決定した後に着工し、平成26年2月末までに工事が完了すること ・植樹を実施すること(芝生化と合わせて植樹を行うことが必須となります) | 補助限度額は1件あたり1000万円とします。限度額の範囲内で、植樹費用は5万円、維持管理の機械器具等購入費は10万円、その他の費用は2万円をそれぞれ上限とします。 補助率は補助対象経費の1/2とします。 | 詳しくは直接お問い合わせください。 |
| 神奈川県 横浜市 | 環境創造局みどりアップ推進課 民間保育所・私立幼稚園の園庭芝生化助成事業 | 民間保育所(本市の認可を受けた民間保育所、横浜保育室及び家庭保育福祉委員)、私立幼稚園 ・園庭※の芝生化を行おうとする面積が 10平方メートル以上 であること。 (既存の芝生補修や植え込み地内の張り芝等は、対象となりません) ・申請する年度内(3月上旬まで)に施工が完了可能であること。 ※園庭とは、保育所等に設置された専用の屋外遊戯場として認可されたもので、近所の公園、広場、寺社境内等を屋外遊戯場に代えている場合、これらは除外します。 | ・右記、[本工事費]に対して、地上の場合 3,000円/㎡※、屋上の場合 20,000円/㎡が限度。 ※ハイブリッドバミューダグラスの張芝工×深さ10cmまで、黒土、砂、土壌改良剤、化学肥料などによる客土または土壌入れ替えの場合、助成限度額5,000円/㎡ ・右記、[付帯経費]に対して、本工事費×25%が限度 一合計上限50万円 | 詳しくは直接お問い合わせください。 |
| 大阪府 | 環境農林水産部 みどり・都市環境室みどり推進課 緑化推進グループ みどり推進事業 幼稚園などの園庭の芝生化や花壇づくり | ・地域の緑化組織(地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織)が協働で行う緑化活動であること。 ・植樹活動、花壇整備、屋上菜園整備、校庭の芝生化等、地域の公開性がある施設(住宅地・商店街・学校・公園・道路等)で行う緑化活動であること(緑化活動を実施する施設の所有者・管理者の同意が必要)。 ・事業完了後も助成対象の緑化組織により、維持管理が適切に行われること。 ※個人での申請は認められません。 ※地方公共団体に準ずる団体(市の外郭団体等)の活動は対象外です。 ＜地域の緑化組織が協働で行う緑化活動とは＞ ・「地域の緑化組織が行う緑化活動」とは、緑化活動を行う箇所の周辺住民等が自らの意思により緑化する活動のことを指します。 ・植栽や芝張り作業については、地域の緑化組織が主体的に行わなければなりません。 ・次のものは地域の緑化活動とは認められません。 植栽や芝張り作業を業者または施設設置者・管理者のみで施工する場合 地域の緑化組織の活動が、整備時の植栽だけで、主体的に維持管理に関わらない場合 | 補助対象額の1/2以内とし、300万円を上限とします(当該年度の予算の範囲内において決定します)。 | 詳しくは直接お問い合わせください。 |